

総量規制基準見直しの進め方（案）

指定地域内事業場に係る対策について、「第7次水質総量削減の在り方（答申）」では、東京湾・伊勢湾・大阪湾については、6次にわたる削減の実績を踏まえ、最新の処理技術動向も考慮しつつ、これまでの取組を継続するとし、大阪湾を除く瀬戸内海については、従来の施策を継続するとしている。

この答申及び都府県の状況等を踏まえ、総量規制基準見直しの進め方を以下に示す。

当資料においては、東京湾・伊勢湾・大阪湾を「東京湾等」、大阪湾を除く瀬戸内海を「瀬戸内海」と表記する。

- ①時期区分については、既に30年が経過している Qco の取扱いについて検討する。
- ②業種その他の区分については、6次で大幅な見直しを行ったことを踏まえ、215の区分の見直しは行わないこととする。
- ③水域区分については、現状の 2水域区分（東京湾等、瀬戸内海）のままとする。
- ④COD，窒素，りんは同様の扱いとし、C値の範囲については、最新の処理技術動向を考慮するため、現状より悪化させない等の観点から見直し検討業種を抽出し、排水実態等を踏まえ、見直しの妥当性を検討する。

1. C値の範囲見直し手順

1.1 見直し検討業種の抽出

これまでのC値の範囲の設定状況や、第6次水質総量規制における各都府県のC値の設定状況、排水基準値などを参考に、見直し検討業種を抽出する。なお、東京湾等と瀬戸内海は対策の在り方についても位置付けが異なることを考慮する。

表1 見直し検討業種の抽出

抽出の観点	具体的な内容
過去のC値範囲の設定から	①C値の範囲が強化されていない業種
	②既存施設(Qo)と新增設された施設(QiやQj)との比較において既存施設のC値の範囲の設定が新增設に比べて緩い業種
現状より悪化させない観点から	③C値の範囲の上限値が都府県設定C値の最大値より大きい業種
排水基準値との関係性から	④閉鎖性海域に係る窒素・りんの新基準(平成20年10月1日から新基準が適用開始)対象業種
	⑤日平均排水量が50m ³ 以上の特定事業場に適用されている一律排水基準との関係から、C値の範囲の上限値が原則として日最大の排水基準値より大きい業種

1.2 C値の範囲の見直し方法の設定

見直し検討業種に対し、抽出方法別に具体的な見直し検討方法を設定する。

1.3 C値の範囲(案)の作成

1.2で作成した見直し検討方法に従い、上限値・下限値の見直し案を作成する。この値に対し、平成21年度実績値に基づく業種その他の区別の水質分布状況を整理し、見直し案の上限値を超過している事業場の有無について確認する。超過している事業場がある場合は、当該事業場の使用原材料・処理工程・排水処理方式・負荷量排出実績等を確認の上、同一業種の水質実態等を勘案し、見直し案が妥当であるかどうかを個別に判断し、必要に応じ見直し案の修正を行う。

1.4 業種その他の区分の名称の変更

平成19年11月に改訂された第12回日本標準産業分類の名称変更を参考とし、産業分類名称が変更された業種を整理し、業種その他の区分の名称の変更が適切かどうかを判断した上で名称変更を行う(参考資料5参照)。

2. 見直し検討業種の抽出

① C 値の範囲が強化されていない業種

CODに関しては、第1次から第6次までC_oの上限値・下限値が全て同一の業種を見直しの検討対象とする。ただし、下限値が10mg/Lのものと、232その他は除く。

表2 条件①対象業種数

	東京湾等	瀬戸内海
COD	6業種	11業種

59000 繊維工業で織物機械染色整理工程に係るもの

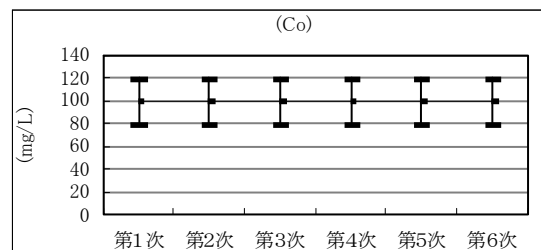


図1 ①の具体例

② CODのC_oとC_j、窒素・りんの上限値とC_iの差が大きな業種

CODは、C_oとC_jの上限値同士の比率（C_o上限値/C_j上限値）が極めて大きい業種（比率が2.0を超えるものを想定）、窒素・りんは、C_oとC_iの上限値同士の比率（C_o上限値/C_i上限値）が極めて大きい業種（比率が4.0を超えるものを想定）を、それぞれ見直しの検討対象とする。

表3 条件②対象業種数

	東京湾等	瀬戸内海
COD	4業種	1業種
窒素	7業種	3業種
りん	6業種	3業種

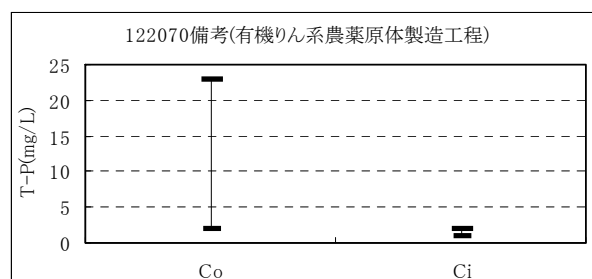


図2 ②の具体例

③ C 値の範囲の上限値が都府県 C 値の最大値より大きい業種

20 都府県が設定した C 値の最大値と上限値を比較し、上限値が大きい場合は見直しの検討対象とする。

表 4 条件③対象業種数

	東京湾等	瀬戸内海
COD	14業種	15業種
窒素	17業種	7業種
りん	11業種	0業種

④ 暫定排水基準適用業種

現在、窒素に関して 4 業種、りんに関して 2 業種を対象に暫定排水基準が平成20年10月1日から平成25年9月30日まで適用されている。これらに該当する業種は見直しの対象とする。(参考資料 4 参照)

表 5 条件④対象業種数

	東京湾等	瀬戸内海
窒素	5業種	
りん	2業種	

⑤ C 値の範囲の上限値が一律排水基準値より大きい業種

原則として、C₀が、日平均排水量が50m³以上の特定事業場に係る一律排水基準の日最大値（COD 160mg/L、窒素120mg/L、T-P 16mg/L）より大きい業種は、見直しの検討対象とする。

表 6 条件⑤対象業種数

	東京湾等	瀬戸内海
COD	10業種	10業種
窒素	22業種	30業種
りん	8業種	8業種

上記条件①～条件⑤から、重複分を考慮すると、見直しの検討対象業種数は以下のとおりとなる。

表 7 見直し検討対象業種数

	東京湾等	瀬戸内海
COD	31業種	32業種
窒素	39業種	37業種
りん	17業種	8業種

3. C値の範囲見直し方法の設定

3.1 見直し方法の設定

見直し検討対象業種を抽出後、以下の考え方でC値の範囲の見直し案を設定する。平成21年度実績による水質分布状況を用い、新たなC値の範囲を超過している事業場の有無について確認する。実測水質がC値の範囲の上限値を超過している場合、当該事業場の排水の実態、処理の実態、原材料の使用状況などをヒアリング等により把握し、C値の範囲の見直し案の妥当性について検討のうえ、必要に応じ見直し案の修正を行う。

① C値の範囲が強化されていない業種

水質分布図から、最大水質がC_oの上限値未満の場合は、最大水質までC_oの上限値を引き下げる。

② CODのC_oとC_j、窒素・りんのC_oとC_iの差が大きな業種

水質分布図から、最大水質がC_oの上限値未満の場合は、最大水質となる値までC_oの上限値を引き下げる。

③ C値の範囲の上限値が都府県C値の最大値より大きい業種

C_oに関し、都府県C値の最大値まで上限値を下げる。

④ 暫定排水基準適用業種

C_oの上限値が暫定排水基準の日最大値より大きい場合は、C_oの上限値を暫定排水基準の日最大値まで切り下げる。

⑤ C値の範囲の上限値が一律排水基準値より大きい業種

水質分布図から、最大水質が一律排水基準の日最大値を下回っている場合は、C_oの上限値を一律排水基準の日最大値まで引き下げる。

